漁船保険にご加入の皆さまへ

AIS 搭載漁船に漁船保険料の一部助成を実施します！

日本漁船保険組合では、海難事故の防止と人命被害の減少を図ることを目的として、船舶自動識別装置（AIS、クラスA）又は簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS、クラスB）を設置した漁船の申請により、助成を行います。

AIS及び簡易型AISは、船舶の位置、針路、速度などの航行の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶間などで情報の交換を行うシステムです。

対象となる漁船

AIS および簡易型 AIS の設置漁船
（ただし、法令等で AIS の設置が義務付けられている漁船（※）及びもうかる漁業創設支援事業・がんばる漁業復興支援事業の対象となっている漁船は国の支援を受けていることから、助成の対象となりません。※船舶設備規程第146条の29に定める船舶のことを指します。）

助　成　額

国庫負担を除いた漁船保険の純保険料（満期保険にあっては積立保険料を除く。）に次の率を乗じて算定します。

総トン数５トン未満の対象漁船 20%　　総トン数５トン以上の対象漁船 10%

助成の上限額

対象漁船ごとに助成金の額の合計額に上限があります。
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業・漁船漁業構造改革緊急事業・水産業成長産業化沿岸地域創出事業）の対象漁船は 10 万円が上限です。それ以外の対象漁船は 20 万円が上限です。

助成額算定例

4.9 トン　国庫負担を除いた漁船保険の純保険料が 15 万円の場合

（助成率 20%）

１年目	15 万円× 20%=3 万円（助成額は３万円）
２年目	15 万円× 20%=3 万円（助成額は３万円）
３年目	15 万円× 20%=3 万円（助成額は３万円）
４年目	15 万円× 20%=3 万円（助成額は３万円）
５年目	15 万円× 20%=3 万円（助成額は３万円）

（助成額が上限の 20 万円には達していませんが、申請契約数は５契約までです。）

合計の助成額は 15 万円

19 トン　国庫負担を除いた漁船保険の純保険料が 60 万円の場合

（助成率 10%）

１年目	60 万円× 10%=6 万円（助成額は６万円）
２年目	60 万円× 10%=6 万円（助成額は６万円）
３年目	60 万円× 10%=6 万円（助成額は６万円）
４年目	60 万円× 10%=6 万円（ただし、通算の助成額が上限に達するため、助成額は２万円とします。）

合計の助成額は 20 万円

日本漁船保険組合で申請内容の確認を行い、助成額を算定のうえ、助成します。

お問い合わせは、最寄りの漁船保険組合支所へ

日本漁船保険組合　後援：水産庁